

要届出管理区域台帳

大阪府

整理番号	管-25-1	指定年月日・指定番号	平成 26 年 1 月 29 日 管指-11 号	所在地	交野市大字私市 3018 番、3029 番 1 及び 3031 番 1 の各一部並びに 3031 番 6	
調製・訂正年月日	平成 26 年 1 月 29 日調製、平成 27 年 8 月 28 日、平成 29 年 2 月 6 日地番変更					
要届出管理区域の概況	未利用地				面積	53,587 m ²
土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された要届出管理区域にあつては、その旨及び当該省略の理由				試料採取等の省略 理由：調査目的に照らして効率的な調査を実施するため。		
汚染の除去等の措置が講じられた要届出管理区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				-		
第 48 条の 50 第 1 号から第 3 号までに該当する区域にあつては、その旨				-		
要届出理区域内の土壤の汚染状態	報告受付年月日	指定に係る管理有害物質の種類	適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
	平成 25 年 12 月 27 日	ダイオキシン類	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社ヨコタテック	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
土地の形質の変更の実施状況	届出（着手）時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	

- 備考 1 「要届出管理区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。
- 2 「含有量基準」とは、特定有害物質土壤含有量基準又はダイオキシン類土壤含有量基準をいう。
- 3 「溶出量基準」とは、特定有害物質土壤溶出量基準をいう。